

平成25年度・第3回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成26年2月6日(木曜日) 午前・午(後) 1時00分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・午(後) 1時00分		議長 齊藤重治	
	閉会	午前・午(後) 3時00分			
出席者数	委員 13名 事務局員 9名				
出席委員	会長	齊藤重治		委員	近藤静江
	会長代理	萩元寶三郎		委員	山村彩詠子
	委員	新井政子		委員	西浩幸
	委員	黒田隆夫		委員	續辰之介
	委員	加治隆		委員	
	委員	梶美智子		委員	
	委員	鈴木慎		委員	
	委員	武長正洋		委員	
	委員	大澤英雄		委員	
欠席委員	委員	日鼻靖		委員	中島市郎
	委員	平澤克也		委員	横山薫
	委員	小森和雄		委員	
参 与					
事務局	副市長	奥村敬一	保険年金課長	松田豊	担当書記
	市民生活部長	高橋博	保険年金課副課長	塩野英樹	
	収税課長	清水昌人	保険年金課副課長	横田信二	
	収税課副課長	大橋秀樹	保険年金課主査	吉田啓一	成澤真理子
	収税課副課長	皆川賢治	増進センター所長	久米原明彦	
会議録署名委員		萩元寶三郎 委員 黒田隆夫 委員			

◎副市長より諮問

○副課長 それでは、諮問を副市長からよろしく願いいたします。

○副市長 平成26年2月6日、富士見市国民健康保険運営協議会会長、斉藤重治様。

諮問書。富士見市国民健康保険者、富士見市長、星野信吾。

諮問第1号 平成25年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について。

諮問第2号 平成26年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について。

よろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○副課長 まだ1名の委員が来ておりませんが、定刻となりましたので、富士見市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日開会に当たりまして何点かご報告がございます。お配りしました次第を見ていただいて、1枚めくっていただけますでしょうか。会議次第の2枚目に委員さん名簿がございますが、そちらの第1号委員の小森委員、第2号委員の日鼻委員、同じく平澤委員、4号委員の横山委員が今回欠席のご連絡を受けております。

(午後 1時00分)

◎会長挨拶

○副課長 まず初めに、本協議会の会長であります斉藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。きょうは大変お忙しい中、またお寒い中をご出席いただきましてこのように国保の運営協議会が開催できましたこと心から感謝申し上げます。日ごろから国保事業につきましても、皆様方には特段のご協力をいただいておりますことを心から感謝しているところでございます。きょうは、もう2月となりました。本当に早いもので、この国保も予算時期を迎えたわけでございますので、平成26年度の予算の編成ができ上がっているようでございます。また、これから医療、介護とさまざまな問題が提起されているわけでございます。特段の皆様方にとりましてもご協力をいただきながら、国保運営を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いを申し上げます。大変簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いします。

○副課長 ありがとうございます。

◎副市長挨拶

○副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶を申し上げるところではございますが、本日別の公務のため出席できませんので、奥村副市長よりご挨拶を申し上げます。

○副市長 皆様、こんにちは。今紹介がありましたように、私副市長の奥村と申します。どうぞよろしく願いいたします。国民健康保険の運営協議会の皆様方におかれましては、日ごろから富士見市の国民健康保険運営事業に多大なるご協力、ご指導をいただきまして、この場をおかりしまして御礼を申し上げたいと思います。本来ならば星野市長がご挨拶を申し上げるところなのですが、今お話ありましたように公務が重なりまして、公務と申しましても星野市長、今回埼玉県の上野市長会の役員をやっております、その役員会議がちょうどこの時間に重なり、本来ならばこちらに、出席したかったですけれども、どうしても席を外せないということで、私が代理で出席させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど諮問をいたしましたけれども、今回は平成25年度の補正予算、それから平成26年度の当初予算についての諮問をさせていただきました。ご承知のとおり国民健康保険を取り囲む状況は大変厳しいものがございまして、そういう意味では、委員の皆様方から大所高所、それから幅広い立場からご審議をしていただければというふうに思っております。

なお、季節は立春ということなのですけれども、この何日間大変寒い日が続いております。きのう私も夜歩いていましたら、頭が薄くなったせいか頭が痛くなるぐらい寒かったわけですし、そういう意味では、今インフルエンザもはやっておりますので、本当にお体には十分注意をしていただきたいと思います。そういう意味では、この運営協議会の中でのご審議は大変貴重なものでございますので、私どもこれからの国民健康保険のますますの健全な運営をしていくために必要なものでございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして私のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○副課長 ありがとうございます。

なお、副市長におかれましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

○副市長 どうぞよろしく願いいたします。

○副課長 それでは、以後の進行につきましては、斉藤会長よりお願いしたいと思いますが、その前に本日の資料の確認をさせていただきます。

まず初めに、先日お送りいたしました書類ですが、こちらに諮問第1号、2号という形で資料1番、2番と載っております。続きまして、当日の資料といたしましてお配りしました資料3番、4番、これがこの2つです。それと、冊子の、「埼玉の国保」1号、2号という形で、1月号、2月号、続いて「見てなっとく！埼玉の国保」最後に「国民健康保険の安定を求めて」という冊子が入っております。

また、ふわっぴーのエコバッグ、これは今回特定健診の受診勧奨という形で作成させてもらっております。特定健診を受けた方で、窓口へ来ていただいた方に差し上げている形になっております。ぜひ、便利だと思いますので、使ってみてください。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

#### ◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、ただいまご指名を受けましたので、これから順次進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。座長の席につかせていただきます。

それでは、会議録署名委員の選出でございますが、本日の会議録署名委員を指名したいと思っております。会議録署名委員に萩元委員と黒田委員を指名したいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ◎諮問事項

○会長 それでは、会議に入らせていただきます。

ただいま諮問事項でございますが、諮問第1号 平成25年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてを議題といたします。

それでは、この件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長 保険年金課長の松田でございます。私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まずは、お手元にお配りしております本日の次第、2枚おめくりいただきますとA3横長の用紙、平成25年度国民健康保険特別会計補正第2号予算説明資料、これ1枚目が歳入、お金が入ってくる内容。2枚目、もう一枚めくっていただきます

と歳出、お金が出ていく部分の内容となっております。これは、いろんな項目が並んでおりますけれども、一番下のところに歳入歳出ともに予算、今現在の予算が総額幾らで今回の補正、トータルいたしまして幾ら減額になる、増額になるということ。それから、最終的に補正をいたしました結果、予算総額が幾らになるというような形でござんいただければというふうに思います。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。初めに、1枚目の歳入でございますが、初めに国庫支出金、この中で高額医療費共同事業負担金というのがございまして、これは国、県とそれぞれ拠出金額の4分の1を負担して、後に歳出のほうでも触れますけれども、拠出金の増額に伴って369万2,000円ほど増額をするというものでございます。これは、1枚めくっていただいた歳出のほうにもセットであるのですけれども、負担割合をおのおの国、県、市で決めておりまして、その事業に対しての金額が入るほうも増え、出るほうも増え、入るほうが減り、出るほうも減りというような形でセットになっておりますので、後でまた似たような形での項目が出てまいります。国庫支出金の共同事業負担金につきましては、369万2,000円の増額の補正予算というものでございます。

そのすぐ下の部分、今度は同じく国庫支出金、特定健診の負担金というところがございまして、これも負担割合がおのおの特定健診実施に当たりまして国、県、市で3分の1ずつというふうに負担割合が決まっておりますが、これも交付される額が決まりました関係で、最終的にマイナスの76万5,000円を補正させていただくという内容でございます。

同じく国庫支出金の3番目、災害臨時特例補助金でございますけれども、これにつきましては、ご承知のとおり東日本大震災の原発事故の避難者に対しまして、保険税の減免ですとか病院窓口での一部負担金の免除等の補助を受けるものでございまして、こちらについては、2万4,000円を新たに計上させていただくというような内容となっております。

続きまして、その下、療養給付費交付金でございますけれども、これは退職者医療制度ということでございまして年金受給権のある方や、60歳以上に限りませんけれども、会社等の社会保険に加入して働いていた方が国民健康保険に移ってきた場合は、その方の分は、従前所属していた健康保険のほうで面倒を見ましょうというような制度になっております。こういった部分につきまして、これも後で歳出のほうでも触れますけれども、該当する被保険者の減少と医療費総額が当初の予測よりも予測ほど伸びなかったというようなことで給付実績で上下する交付金も減額と

なりまして、6,075万7,000円ほど減額をさせていただくものでございます。

次に、その下、県の支出金でございます。こちらは、一番最初のところで国庫負担金のほうでご説明をしました共同事業負担金等、特定健診の負担金としていただく部分です。これも同額で、県のほうの補助もございまして、国庫支出金と全く同額の369万2,000円の増額と76万5,000円の減額を同様にさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、共同事業交付金のところ、これにつきましては、埼玉県内全ての市町村で共同しております埼玉県国保連合会が事務をとっておる部分でございますが、共同安定化事業交付金というのは、被保険者の方の10万円を超える医療費に対し1円から80万円までの部分に関して医療費の一部を交付されるものでございますが、こちら交付金が当初より少なく見込まれるため1億2,654万円ほどマイナスの補正をさせていただくというような内容でございます。

続きまして、繰入金でございます。繰入金については、保険基盤の安定に関するものについてでございますが、こちら低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置というのが決まっております、それを行った場合に、これに対して軽減分を公費で負担していく部分の負担について繰り入れがされてくるものでございます。こちらに関しましても、繰入額が確定したことによりまして157万4,000円ほどの増額をするものでございます。

歳入の一番下の部分、これは一般会計の繰入金でございます。こちらにつきましては、この後説明します歳出で新たに負担が発生した部分、それから歳入のほうでふえたもの減ったものを合計いたしまして差し引きをいたしました差額の部分を一般会計のほうから繰り入れをお願いしている部分でございますが、結果的に今、歳入のほうでご説明をいたしました療養給付費の交付金が6,000万ほど、また保険財政共同安定化事業の交付金が1億2,000万円ほど減額になりました関係で、これらを補うものとして一般会計より1億6,718万1,000円の繰り入れを新たにお願いするものでございます。

以上が歳入に関してでございます。

もう一枚おめくりいただけますでしょうか。次に、歳出、支出されるほうの部分でございますが、初めに保険給付費の退職被保険者等療養給付費保険者負担金、これについてでございます。これにつきましては、当初これに該当いたします被保険者の方の数を1,500人位というふうに見込んでおりましたが、結果的に予定よりも予想よりもさらにこの事業に該当する部分の被保険者の方の減少幅が大きかったとい

うような要因がございまして、こちらにつきましては、7,374万7,000円の減額をさせていただきます。

同様に、その下段の保険給付費のこちらの高額療養費の支給額に関してでございますが、こちらも上段の部分と同様の理由で被保険者数の減少に伴うものを主な要因といたしまして1,382万5,000円ほど減額をさせていただきます。

それから、その下の部分でございますが共同事業拠出金、これも歳入のほうでも簡単にご説明はいたしましたけれども、県内全体で高額医療費、80万円超えの高額医療費、それから保険財政共同安定化事業ということで10万円超え80万円以下の医療費に関して、県内の市町村が集まって再保険のようなシステムをとっておる内容でございますが、こちらにつきましても、県内全体の交付実績等により拠出金の増額が見込まれますために高額医療につきましては1,477万1,000円の増額、保険財政共同事業安定化につきましては3,257万3,000円の減額の補正をさせていただくものでございます。

最後、諸支出金でございますが、これは国庫支出金、国から参ります補助金関係でございますが、こちらに関しまして平成24年度の療養給付費の部分について、翌年度最終的な精算が行われまして、この精算の結果、返還金、国のほうへ返す部分が発生したということで、それを返還に伴いまして9,271万円ほど必要になってまいりましたので、増額の補正をさせていただくというものでございます。

補正につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問第1号でございますが、補正予算につきまして皆様から質疑を受けたいと思います。質疑ございましょうか。

○委員 ちょっと細かい部分で1、2点お願いしたいと思います。

災害臨時特例補助金2万4,000円の補正ということで、これは原発事故の避難者の負担ということで、これはあれですか、市内に避難者が居住していて、それで医療にかかった費用を負担する、あるいは市外の方が富士見市の市内の病院にかかって負担したという内容のものですか。

それと、あわせて避難者がもしも富士見市内に何名ぐらいいらっしゃるか、わかれば教えていただきたいと思います。

それともう一点、繰入金が従来この時期に補正か何か入っていたように記憶しているのですけれども、今回繰入金については、表記されていないのですけれども、

何か理由があるかどうか確認したいと思います。

以上です。

○会長 答弁願います。

○保険年金課長 では、1点目の税の減免の関係でございますけれども、市内にお住まいになっている該当する方2名でございます。そのうちの中で健康保険税に関して税を減免するというような制度になっております。

2点目の繰入金でございますか。

○委員 繰越金です。繰越金が、何か昨年度の当初では補正みたいのがあったのですが、今回特にないというのは何か。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 繰り越しに関しましては、9月に決算をまたご審議いただくわけですが、最終的に締めた中でその繰り越しとして出た分を出すということで、この当初のところというか、補正の中ではまだ最終的に確定しておりませんので、数字的にはのってこないのではないかというふうに思っておりますけれども。

「わかりました」の声

○会長 委員。

○委員 2点ちょっとお伺いいたします。

歳入の共同事業交付金の説明欄に「予測よりも大幅に少ないため」と書いてありますが、これは大幅に少ないという中身、理由をお伺いしたいと思います。

もう一点は、歳出の諸支出金の中で、同じく説明の欄で「国補助金の自主点検に伴う返還金」という表現使っておりますが、自主点検に伴う返還金というのは、具体的にいうとどういうふうに、どういう意味になるのか教えていただきたいと思っております。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 済みません、お待たせしました。それでは、1点目の歳入の保険財政共同安定化事業交付金でございますけれども、これは先ほどご説明したとおり、10万円を超え80万円以下の部分の医療費について、県内各市町村で一定程度のお金を出し合って再保険のようなシステムをつくっておるという内容でございますけれども、これは前年なりの実績に基づいて翌年度の予算を立てていくわけですが、これ当初25年度予測したときは、その前の年がかなり大きい数字がございまして、それに基づいて、もとの数字というのは国保連合会のほうが示してきて、この程度の数字でということで、私どものほうも予算計上させていただいておるわ

けでございますけれども、理由は何なのだというと、ちょっと私どもも正しく把握し切れている部分はないのですけれども、前年度の実績に共同安定化の部分の金額に対して、25年度については、かなり少ない金額で実際に交付されてきているというようなことに伴っての補正ということでございます。

○副課長 補足なのですけれども、これの入が1億幾ら少ないというのは、これ実績によって交付されるものなので、その分実績が富士見市として医療費がそれほどかからなかったということで、それによって負担される、交付金ですので、健康になったとか、医療費が掛からなかった、その分で交付金も減っているという形になっております。

○保険年金課長 では、歳出のご質問いただいた諸支出金の償還金の自主点検に伴うという部分でございますけれども、これは出産一時金という、出産に伴う部分の補助金がございます、これは毎年国のほうへも補助金の申請をしていたわけでございますけれども、その補助金の申請をする際に、まず申請に当たって自分たちのほうで以前、報告で出しているものと補助金をお願いした部分との何か齟齬と申しますか、そういったものがないかどうかというのを事前に見る機会というか、そういう作業でございます。その中で、実際に1件、本来期間的に該当しないものを申請の対象に含めていたということが分かったものですから、こちらのほうからその1件の不該当の部分については、報告をさせていただいて、この分を返還させていただいたというような経過でございます。

以上です。

○会長 委員。

○委員 歳入のほうで今ご説明いただきまして、市民の健康が行き届いたということでこういう数字があらわれたのではないかというような説明がありましたが、ということは、定期健診が順調に定着したと申しますか、効果を上げているというふうにも考えてもよろしいのでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 そういった部分も幾つかの要素の中には含まれてくるかというふうにも私どもも考えております。ただ、それだけでこの部分を説明できるかといいますと、翌年度それとはまた違った数字になってくるような部分も実際にはございまして、例えばジェネリック医薬品等の普及も徐々にですが進んでおりますし、幾つかの要素が重なっているというふうには考えております。ただ、どれがどの程度の影響が出ておるといふところは、まだ私どものほうも把握し切れていないというのが

現状でございます。

以上です。

○会長 委員。

○委員 ちょっと別のことなのですが、歳入の2番目の国庫支出金の関係で、同じく説明欄に特定健診者8,550人ということで見込んだけれども、実績が7,589人になったということですが、約1,000人ですか、約1,000人の差が発生していますが、この1,000人の差が発生した原因というのは、どのようなことかというふうに推定されますか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、これは予算の手続上の部分も多少ございまして、ご説明したいと思います。

申請で実績を考慮するという部分ですが、これは国、県へ昨年25年の5月の段階で、この程度の数字になるということで申請をしたのがこの7,600人弱という数字でございます。ですので、あくまでも最終的な実績数値ではない。この程度になるのではないかという見込みの数値ということで、毎年その時期に提出をさせていただいています。その数値で国、県は負担金、国、県が負担してまいります部分の負担金を一旦これで確定をさせます。実際に25年度の健診等の結果というのは、まだ今も精算最終的には終わっておりませんので、最終的に出た数値でその確定金額との差額を翌年度なりに改めて多ければ追加交付と。少なければ返還するというようなやりとりをしております。最終的にこれを上回るだろうというふうに考えておりますが、いずれにしても、この当初の目標値というのは、予算をいただいたときに、特定健診に関しましては、5月に特定健診の受診券を送付し、9月末に40歳から55歳までの未受診者に勧奨のはがきを送付し、今年度から56歳以上74歳までの方を対象に受診券の再発行を実施いたしました。これにより従来よりも少し多くの方が受けていただけるのではないかとということで、そういった要素から8,500人という数字を、予算時はこれで作らせていただきました。ただ、結果的には、ここまで伸びるかというと厳しい部分でございますので、やや大きな数字かなと。ただ、率でいいますと、今現在24年度で40%ちょっとの受診率を持っておりますが、42%程度になりますとこの8,500近い数字になりますので、第2次の健診実施計画の中で、なかなか厳しい目標でございますけれども、45%という目標値掲げさせていただいておりますので、それに少しでも近い形で数を持っていただければということで、当初の中ではこういった数値を使わせていただいたというところでござい

す。

以上です。

○会長 いいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますか。

○委員 退職給付の関係のところなのですけれども、この退職保険者が減少したためということなのですが、これは今よく早期退職だとかの方に対して、そういう方に入っただけであれば増加になるわけなのですけれども、減少したというのは定年退職、定年が延長になったということで加入が少なかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 委員おっしゃったとおり、早期退職の方というのもふえておると思います。ただ、この制度に該当いたしますのは、60歳以上64歳未満という年齢層の方なのです。もともと各年齢に、それこそ今ちょうど俗に言う団塊の世代という方がちょうど65歳以上になってきたところで、その方たちが抜けて新たに60歳に加わってくる方というのは、どちらが多いかということ、やはり抜ける方のほうが多いということで、もともと少なくなるだろうというのは、一定程度の想定はしておりました。加えて今おっしゃるとおり、定年延長も65歳までというような会社もちらほら見かけておりますし、61、62歳というところまで再任用等で延長になってきている部分もあるというような要素も加わって、当初想定したよりも減少の数値が大きくなったというふうに私どもとしては考えております。

「わかりました」の声

○会長 ほかにございましょうか。

「なし」の声

○会長 なければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第1号は承認をされました。ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号 平成26年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘

定) 予算についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料2と右肩に入っておりますかがみの諮問の部分めくっていただきますと、A4の横長の事項別明細書というのが1枚、それからその裏に歳入歳出に当たって詳細記入しておるものがございます。これに沿いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、この事項別明細書、総括表的なものでございますけれども、こちらからこれをごらんいただきながら、平成26年度の予算の特徴的な部分を簡単にお話をさせていただいて、続いての内容の部分にその後に移っていきたくと思っております。平成26年度の当初予算につきましては、3つほど大きな特徴があるのかなというふうに考えております。1つは、これは昨年に引き続いての状況でございますけれども、歳入の大きな1番目、国民健康保険税というところをごらんいただきますと、25年度当初に比べまして金額で3,600万円ほど、率にして1.47%ほど減少をしております。保険税収入として入ってくる部分が今年度に引き続き26年度も若干でございますけれども、減少傾向にあるというふうに予想をしております。

2つ目が2番の歳出、下段のですけれども、保険給付費、これが一般的に医療費と言われているものを私ども保険者のほうから支出をしていく部分でございますけれども、この医療費も金額で2億8,000万円率にしまして3.66%減少というふうに積算をいたしております。これにつきましてはまず国保、私どもの国保の被保険者の方が減少してきているという状況がございます。ちなみに予算積算時の数値ですと、対前年比1.3%ほど被保険者の方が減少しておるという状況でございます。そういった状況に加えまして、1人当たりの医療費がここへ来て伸びが止まっております、ありがたい傾向だというふうに思っておりますけれども、1人当たり医療費がほぼ横ばいの状況にあるということから、この保険給付費の部分に関しましては、総体的に減少の傾向にあるというようなことで予算を組ませていただいております。

3番目でございますけれども、これは歳出の3番、後期高齢者支援金等、それから6番、介護納付金というのがございます。これは、ご承知のとおり他の後期高齢者医療制度、それから介護保険制度といった他の保険の制度に私どもの国保から拠出金として法律に定められて支出をしているという部分でございますけれども、被

保険者数等は減少しているにもかかわらず、この他の保険に納める納付金等は依然として増加傾向にあるという状況でございます。数字は、対前年と比べますと、ここに載せた数字というのは、実際にはマイナスしている部分もございますけれども、これは前々年度の精算等を行っている関係で予算上はマイナスになっておりますが、その実質の部分ではどちらもプラスになっておりまして、要はやはり高齢者の方を支援する後期高齢者支援金ですとか介護納付金についての負担の割合が保険全体に占める中で毎年それが重くなってきておるといふか、ウエートを増しておるといふような状況でございます。

それと、もう一つが歳出の7番の共同事業拠出金というのがございます。これは、先ほど補正の中でも簡単にご説明をさせていただきましたけれども、80万円超えの高額医療ですとか10万円超え80万円以下といったような中程度といいますか、そういった医療費の支給に関しては、県内の市町村で再保険の制度をつくってお互いに融通をしているといいますか、負担を軽減しているというような内容でございますが、こちらにつきましても、私どもの富士見市は、結果的にいただく金額よりも持ち出す、お支払いする金額のほうが多いというような傾向にございます。ということは、予算上はプラス・マイナスしますといただくほうが少ないですので、よく考えてみますと、高い医療費がかかる部分が少ないということで、健康的な部分といいますか、そういった部分で見れば決して悪い傾向ではないのではないかなというふうに考えておりますが、こういった部分も今年度引き続き歳出超過をお出しする金額のほうが多いというような状況にあるというようなことでございます。そういった部分で、やはりトータルをいたしまして、赤字となる部分につきましては繰入金、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況でございますので、依然として厳しい財政状況が続いていると考えております。

以上のようなことから、これ一番下段の歳入合計、歳出合計のところをごらんいただきますと、予算規模といたしまして当初予算額を114億985万2,000円、前年度当初予算比で2億3,470万円、率で2.01%の減というような予算を組ませていただいております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、A3横長のもの、歳入と歳出につきまして簡単にご説明をさせていただきます。1枚目歳入、順番に沿ってお話をさせていただきますが、歳入につきましては、先ほども冒頭のところで簡単にご説明をさせていただいたとおり、被保険者数の減少に伴うものが大きいというふうに考えておりますが、対前年比3,643万1,000円ほど減の24億3,628万7,000円を歳入予算とし

て見させていただいております。これに関しましては、右側のほうに賦課調定額と収納見込額ということで、税としては幾ら、総額で幾らかけているというのが賦課調定額というものでございまして、実際に収納見込みというのは、それらを集めた結果、手元に入ってくる金額がこの収納見込み額ということになっております。これの率、割り返した率が収納率ということになるのですが、ことしの決算の見込みの収納率と同等で計算をいたしております、その率に基づきまして収納見込みのほうを出させていただいて、それを予算額として計上いたしておるというような状況でございます。

次に、その下、2の国庫支出金でございます。これにつきましては、療養給付費という医療にかかる総体の部分が若干被保険者の減少等に伴って減額となっておりますというお話、先ほど来いたしましたけれども、またその下の2の国庫補助金のほうでございます財政調整交付金等も、こちらも過去3年間の支給実績等に基づきまして計算をいたしました結果、総額では1,633万1,000円ほど減の21億8,486万1,000円を見込ませていただきました。

次に、3番目、療養給付費交付金でございます。こちらは、これも先ほど少しお話をさせていただいた、会社を退職後60歳から64歳までの退職被保険者というふうにかういった方っておりますけれども、この方たちの医療費に充てるものでございますけれども、団塊の世代、先ほどお話をした65歳の年齢到達しておるといような状況から、この被保険者の資格喪失等される方が多いといような状況で、25年度に比べまして1億2,000万円ほど減額としまして、3億9,914万円の予算を組ませていただいております。

続いて、1枚おめくりをいただけますでしょうか。4の前期高齢者交付金でございます。これは、前期高齢者というのは、今度65歳から74歳までの方をかういった名称で使わせていただいておりますけれども、ちなみに75歳になりますと後期高齢医療ということになりますけれども、前期高齢者の方たちにかかる医療費につきましては、保険者間の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国を基準とし、加入率が下回る保険者は、前期高齢者納付金を納付することになり、反対に上回る保険者は前期高齢者交付金が交付されることになっております。加入する割合に応じて医療費の財政調整を行っております。富士見市も前期高齢者の方の加入率が高いことから、大きい額をいただいているといような状況でございます。予算的には若干前年比減額になっておりますけれども、これも交付金の精算等を行った結果、当初予算では減額というふうになっておりますが、中身のコアの部分といたしま

すか、その部分はやはり昨年よりふえておるといような状況で、ますますその前期高齢者の方の加入割合は、年々増加してきておるといような状況によりまして、その交付金の精算を伴った結果、1億898万4,000円ほどの減で31億6,277万7,000円と見込んだというものでございます。この31億ほどが主に会社の健康保険等の方から国保のほうへいただいておりますといような状況でございます。ですから、はるかに保険税よりはこちらのほうが金額が大きいというのが実態です。

次に、5番目の県の支出金でございます。これも先ほど来の共同事業といっている部分の拠出超過が私どもの市では見込まれておりますので、その超えた分については、2の県の補助金の1の1のところ、特別調整交付金というのがあって、今後さらにふえた減った、幾ら多く出した、少なかったというところを調整する機能があって、ここでその負担を相殺してくれる部分はあるのですけれども、こういった部分を加味いたしまして、県の支出金としては5,503万7,000円増の6億1,149万2,000円を見込んでおります。

続いて、6の共同事業交付金でございます。これも高額医療、それから保険財政共同安定化事業の交付金でございますけれども、高額な医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的として設けられておりますが、これも当初予算については、この数字取りまとめをしております県の国保連合会の試算値が毎年参りますので、それに基づきまして前年度より1億5,926万円ほど減の13億233万9,000円を見込んでおります。

次に、1つ飛びまして8の繰入金でございます。繰入金につきましては、一般会計からの法定外繰り入れでございます。一般会計の2の部分に一般会計繰入金というのがあると思っておりますけれども、こちらが1億1,932万1,000円増の8億6,039万6,000円を、またそれ以外の法律によって義務づけられております法定内の繰り入れと言っておりますけれども、こちらにつきましては、後でちょっとご説明いたしますけれども、健康保険税の低所得者向けの軽減措置の拡大等によりまして保険基盤安定繰り入金の増額等がされておりますので、そういったものを加味いたしまして、前年度より3,232万6,000円増の3億7,755万3,000円を法定内の繰り入れといたしました。あわせて前年に比べて1億5,164万7,000円増の12億3,795万1,000円を見込んでおります。

その下、9の繰越金諸収入は、ほとんど昨年と動きございませんので、歳入については以上でございます。

続いて、もう一枚おめくりいただきますと、左の上のところに歳出ということで

記載をしておきましたけれども、ここでちょっと初めに数字をちょっと1カ所お直しいただきたい部分ございまして、この歳出の1の総務費という左に大きく書いてございますが、ここを予算額、本年度、前年度、その隣が前年比較の金額と増減率というのがございますが、ここの数字が、ちょっと申しわけないのですけれども誤っておりまして、金額「1,450」を「2,363」にお直しいただけますでしょうか。「1,450」を「2,363」でございまして。増減率も「4.41」となりますので、申しわけございませんが、こちらのほうへ数字の訂正をお願いいたします。

それでは、こちらはこの説明書に沿いまして簡単にご説明をさせていただきます。1の総務費でございますが、これは右側の説明のほうにもございまして、徴収嘱託員の報酬でございますとか、通信運搬費ですとかシステムの点検委託料等、本当の総務一般といいますか、そういった費用でございますが、こちらのほうは、消費税の増税分なのでちょっとアップしまして、全体としては236万円ほど増の5,596万8,000円を計上いたしております。

次に、1枚おめくりいただきたいと思います。2ページ目の中段に2の保険給付費という部分がございます。これは保険者、私ども国民健康保険のほうから医療費として掛かった部分を支出していく部分をここに総体としてのせておる部分でございますが、こちらにつきましても、被保険者の減少ですとか1人当たり医療費の横ばい傾向という部分を加味いたしまして、若干ではございますが、平成26年度におきましても同じような傾向が続くというふうに予測をいたしまして、前年度より2億8,069万2,000円減の73億8,033万5,000円という数字を計上させていただきます。

それでは、もう一枚おめくりをいただけますでしょうか。3ページ目でございます。3ページ目の最初のところの大きな3の後期高齢者支援金、これも先ほど歳入のところでもお話をいたしましたけれども、後期高齢者医療制度へ支援金として負担をさせていただいている部分でございます。こちらはその計算の考え方、数値については、右側のほうに説明をいたしておりますけれども、全体としては、精算分を含んだ関係で前年より1,400万円ほど減をいたしまして、16億2,869万円ほど計上させていただきますが、中身、本来の内容の部分については、若干ですが増加傾向が続いておるといような状況でございます。16億ほどの後期高齢者への拠出金があるというような状況です。

続きまして、4番の前期高齢者納付金、これは入のところでは交付金というのを、同じ名称で交付金というのをいただいておりますが、これは国保は65歳以上74歳以

下の加入者の方が極めて多いということで、他の保険から大きな30億以上の金額をいただいておりますという説明をさせていただいたところでございますが、こちらのほうは、逆に他保険へお金を出していく部分です。これごらんいただくと一目瞭然なのですけれども、全体で100万円弱でございますので、これだけを逆に出して30億以上いただいているというようなところの納めの金額の部分ということでございます。

続いて、6番目、介護納付金です。これも後期高齢者の支援金、前期高齢者納付金等と同様でございますが、介護保険に関する納付をしている金額でございます。こちらにつきましても前年の精算等を含みまして、それらを加味した結果、619万9,000円増の6億4,637万3,000円を見込ませていただいております。

次に、その下の7番の共同事業拠出金でございます。これも先ほど説明の中で内容は話をさせていただいておりますが、こちらにつきましても、当初予算については、この共同事業に関して国保連合会のほうでこの程度の拠出になると思われまじという試算値が毎年参りますので、当初予算はそれに基づきまして計上いたしております。前年度より4,779万円増の14億9,600万9,000円を見込んでおります。

最後、もう一枚おめくりいただけますでしょうか。最後、8番が保健事業でございます。これが特定健康診査ですとか人間ドック等に係る補助等の経費でございますけれども、目標値と実態等を数値を加味いたしまして、対前年度比390万1,000円増の1億4,454万8,000円という金額を見込ませていただいております。

以下、基金以下は、従来どおり科目計上に近い形でございますので、ご説明のほうは割愛させていただきます。

以上、駆け足で雑駁でございますけれども、概要についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑を受けます。

委員。

○委員 とりあえず2点だけ最初に。

保健事業の件なのですが、先ほどの説明の中でジェネリックの話が出ましたけれども、このジェネリックの切りかえ率といいますか、私どもも聞きますとどうしまさかかって聞かれて、ではジェネリックでお願いしますって言うようにしているのですけれども、この切りかえ率というのは、国保のほうでは把握できますか、していますか。

それから、もう一点は、特定健診の受診率の件なのですが、この説明書のほうに

は、たしかどこにも書いて、受診率を何%ぐらい見ている、目標はどこに置いているのかというのが知りたいのですけれども。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 1点目のジェネリックの関係でございます。今ちょっと手元に正確な数値は持ってきていないのですけれども、私最新の数値ということで今42%程度が置きかわっているような状況でございます。ただ、これ県内全体の順位で見ますと40市中30番ぐらいなのですね、その変更率といいますか、当然これ少しでも率を上げていただければ、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、医療費の支出という面から見れば金額が、若干ですが助かるという部分もございますので、来年度以降さらにその利用普及促進については努めてまいりたいというふうに考えておりますが、現状ではその程度の数値でございます。

○会長 副課長。

○保険年金課副課長 特定健診ですけれども、先ほど目標とすることですので、平成25年度の目標は45%、26年が50%、27年が55%、28年が57.5%、最終29年度5年後の目標が60%というような形で、平成25年の4月に富士見市の特定健康診査等第2次実施計画に、目標を定めさせていただいております。ただ、今回の8,550人というのが、先ほどもご説明しましたが、では予算額を45%にしているのかというと、これはかなり高い目標で、富士見市としても、これを目標に掲げてはいるのですけれども、やはりいろんな実績等を考えると8,500人、1,000人ぐらいの差でちょっと予算を組ませていただいたという形になっております。そうすると大体42%ぐらいの受診率となっております。

以上でございます。

○会長 委員。

○委員 歳入のほうで、雑入の部分と若干意味合いが違ってしまいかと思うのですけれども、70歳から74歳の窓口負担ということで、現在は1割負担という形でやっておると思うのですが、来年4月から2割負担になるというような話があります。2割負担になった場合に、歳入にどの程度影響が出るのかなというのと、70から74歳の現在の人数ですか、それがわかれば教えてください。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 70歳到達の方から2割になっていくということでございますので、人数的な推計としては、1年間の中でおおむね1,000人程度が新たに70歳になられる方、新年度の中でというふうに予想しております。ただ、医療費の負担の減の部分

といいますか、1割だったことに対してという部分は、その方がどういった診療を受けるかで、なかなか推計というのは難しい部分でございますので、金額的にもその部分だけについて言えばそれほど大きい金額ともならないというふうにも考えておりますので、いずれにしても、そういった理由から制度の改正は、当然予定されておりますが、人数も1,000名弱で、金額的には直接予算の中には計上しておらないというような状況でございます。

人数はちょっと今調べておりますので、もう少々お待ちいただけますか。

○会長 委員。

○委員 この雑入の部分で、要は1割が国が負担しているという部分が雑入として計上されていると思うのですが、単純に考えれば2割負担になった場合は、その1割分も負担するという形になれば、ほぼこの程度の金額ぐらいがふえるというような考え方ですか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 最初に、先ほどご質問いただいた人数の部分、これは毎月でいいますと平均5,500人ぐらいですか、71歳から75歳の方という人数で言うと。さっき70歳到達が1年で1,000名弱ではないかと、人数的にはそのぐらいの数です。指定公費の部分は、これ国が特例的にこの制度をやってその負担している部分は、国が面倒を見ますよという部分ですが、これイコールではここ入ってこないの、この金額って。

ここの雑入で予算科目計上してございます指定公費負担分というのは、療養費と言われている柔道整復ですとか針きゅう・あんま・マッサージに係る部分に関して国のほうがその特例を実施している際の1割の差額について負担をしておるというような内容になっておりました、その一般療養費、通常の病院に行かれてかかっている部分については、特段のその補填措置がないということで、特にその予算上の計上はこの部分に限って、柔道整復等に限っての予算がここに載せてあるというような状況でございます。

○会長 委員。

○委員 2割負担というのは、一般療養費の部分だけが2割になるという意味合いではなくて。

○保険年金課長 今度その本則に戻って、本来法律上2割だよと言っていた部分に戻るの、これは全部の部分です。全てのものに。

○委員 今言ったマッサージ。

- 保険年金課長 普通にお医者へ行かれてかかる医療費も2割負担になるということ  
でございます。
- 会長 委員。
- 委員 そうすると、ここで見込んでいるという部分は、今まだ確定していないから  
という形ですか。確定すれば国は負担するという事はなくなってしまうのですか。
- 会長 副課長。
- 保険年金課副課長 療養費の部分なので、療養費は個人が払った部分に対して市が  
払っていくのですけれども、実質は8割をうちのほうが払って、1割は国が補填し  
て、最後の1割を本人が負担しているという形になりますので、実質うちは8割出  
しているという形になってはいますが、柔道整復師など整骨院なんかは直接窓口でい  
ただいているのは、本人1割のため、一旦市が9割を支払って、国が負担する1割  
を指定校費で交付されている。国のほうからいただいているという形になります。  
済みません、療養費のほうは、うちのほうの窓口直接やりますので、そうすると9  
割をうちが払っているのです。うちは、本当は8割というところをその1割部分に  
対して国のほうからこうやって入ってくる。だから、実質うちは1割を国が負担し  
ていただいているという形になります。療養費に対しては。
- 会長 委員。
- 委員 というのが現在の話ですよ。
- 保険年金課副課長 そうですね。
- 委員 ということで、4月以降は、今まだ確定されていないということで、4月以  
降は要するに窓口負担が2割になるという予定ですよ。
- 保険年金課副課長 そうでございます。
- 委員 先ほどの話の中で、マッサージ等も、要するに窓口で払う部分は2割という  
話、保険がきく場合ですね、2割という話ですよ。そうすると、ここで計上して  
いる予算は、まだ今の段階で確定していないので、従来のおりの予算計上をして  
いるという考え方ですよ。
- 会長 ちょっと休憩いたします。
- 会長 再開いたします。
- 会長 保険年金課長。
- 保険年金課長 なかなかちょっとまだ不勉強な部分もございまして、申しわけござ

いません。人数としては、これ70歳から75歳の方って毎年ふえているのです。まずやっぱり対象者がふえているので、金額が伸びる。今回の措置は、70歳になられた方は、それまで1割だったのが2割ご負担いただくわけですから、その国が肩がわりする部分というのは若干減るので、その分というのは少し減ってもいいだろうというふうに動くところだとは思いますが。実際に、では医療費の動きからいうとどういう流れになってくるかということ、4月から70歳になられた方は、5月に医者にかかった方から2割適用が受けるということらしいのですけれども、私どものほうへは9月の払いから、後半の半分といいますか、下半期分のほうへ行けば出てくるということで、その人数増の部分とその影響が出るのが半年分ということで、直接的にはここで若干減額になる部分というのは、ほとんどの数値の中には、この当初組みさせていただいた中では、数値としては見込んでいないということで数字のほうは算出させていただいています。人数増のほうが逆にその分を相殺してもやや金額が少しですが、大きくなってしまっているというような状況での予算の積算をさせていただいておるのが現状でございます。

○会長 いいですか。

○委員 はい。

○会長 委員。

○委員 机の上に配られている資料3と資料4の説明というのは、いついただけるのかというのが1つと、歳入の先ほど来から加入者が減ったという話があるのですが、人数を25年度と26年度と人数をちょっと教えていただきたいのと、それから71ページの保険税の説明の欄に表で調定額と見込み額が一覧表で出ていますが、これのそれぞれの見込み、収納率というのはどういうふうになりますか、教えていただきたいのですが。それぞれ。計算すればわかると思いますが、私電卓持ってない。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、資料の3と4につきましては、この諮問事項をご審議いただいた後に26年度予定されておる制度改正というところで、報告のほうで私のほうからまたご説明をさせていただく予定でございます。

それから、被保険者数の推移でございますが、ちなみに昨年度、これ予算積算時の数値ということで、24年度12月末は3万1,230人でしたが、これが24年の12月末でございます。今回25年の12月末の被保険者数の数が3万578人で見させていただいておりますので、率でいいますと2.09%のマイナスというような状況でございます。

収納の部分に関しましては、収税課長のほうからご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○会長 収税課長。

○収税課長 それでは、国保税のそれぞれの収納率、細かい部分のご質問いただいていますので、上から順々に収納率を申し上げたいと思います。

まず、医療費現年分、一番上については88.39%、その下が後期高齢者の現年分87.32%、介護現年分が82.94%、それから次の医療の滞繰の部分ですが、14.6%。その次の後期高齢者の滞納分15.01%、その下の介護の滞納分が13.86%、それから退職のほうに行きますけれども、上から順番に94.14%、その次が95.59%、その次が95.74%、その次が滞繰分、3本になりますが、20.01%、23.92%、21.66%という細かい内容になっております。

以上でございます。

○会長 委員。

○委員 ありがとうございます。この間新聞だったと思いますが、埼玉県の国保の収納率が若干よくなったという報道がされていましたが、そういう観点から見ると富士見市はどういうふうになりますか。

○会長 収税課長。

○収税課長 国保の収納率の推移ですけれども、今委員おっしゃるとおり、微増ではありますが伸びてきております。これは、もちろん現年分も若干本当に微増なのですが、伸びている反面、滞納繰り越し分については、滞納整理をここ数年、過去24年、23年度当たりから強化をしておりますので、そういう部分では、滞納繰り越し分の収納率も大変大きな伸びを示している。ただ、全体的に言うと0.3%ぐらいずつの伸びにとどまっているかなど。ただ、県内で申しますと、約40市のうちの約半分ぐらいのところに富士見市が位置しているというような状況がここ数年続いているというような実態でございます。

以上でございます。

○会長 委員。

○委員 滞繰分の話なのですが、近年富士見市も差し押さえ等の悪質というのは失礼かもしれませんが、納められるのに納めない人とか、そういう方々もおられるわけなのですが、そういう方々に対する方針といいますか、実際にどのような形で進められておられますか。

○会長 収税課長。

○収税課長 差し押さえの関係でございますが、まず担税能力があるのに意図的に納税されないという方については、まず徹底的な財産調査を今行っております。預金、それからお勤め人であれば給料の差し押さえ、会社のほうと交渉して適切にやっていると。ただ、やはり不動産等々を持っていなければ、やはりその預金等々を抑えていくしかないというふうなところもありますし、預金もないということであれば、逆に言うとおしやるものがないというような非常に悩ましい部分もございますけれども、いずれにしてもそういう方については、幅広く滞納者については、しっかりとした財産調査をして、担税能力がある者からはしっかりといただいていくというような策定を進めているところでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。

ほかにありますか。

委員。

○委員 滞納繰り越しがふえているような状況ということと、今滞納繰り越し者への対応について説明いただきました。その中で不納欠損額、25年度の不納欠損額見込みというのはどの程度になるか、わかれば教えていただきたい。

○会長 収税課長。

○収税課長 25年度の決算の見込みのあくまでも数字になりますが、国保で申しますと1億2,983万4,000円強という数字になっております。

以上です。

○会長 委員。

○委員 一応この見込み額は、前年度に比較して伸びていますか。

○会長 収税課長。

○収税課長 前年度に比較しますと前年度同じ決算の見込みのときの状態と比較しないと比較になりませんので、そうしますと4,593万円強低いと。前年度のほうが高かったというような状況でございます。

以上でございます。

○会長 いいですか。

ほかにございますか。いいですか。

「はい」の声

○会長 質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決をいたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は承認をされました。ありがとうございました。

ここでちょっと休憩いたします。

○会長 再開をいたします。

#### ◎報告事項

○会長 続きまして報告事項に入らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、先ほど委員さんからも資料の3、4の部分についてお話いただきましたけれども、報告事項ということで大きく2項目ほど私のほうからご説明をさせていただきます。

1つ目が、お手元資料の3と4というふうにお渡しをしておきましたけれども、26年度に予定される国民健康保険に関する制度改正について簡単にお話をしたいと思います。

1点目が資料の3番、ごらんいただけますでしょうか。これは、従前から低所得者の方に対する保険料の軽減措置ということで、平成23年度から応益割の部分について、7割、5割、2割の所得に応じて税の軽減を図るという制度が実施されておりますけれども、26年度からこちらの資料3にございますとおり、2割軽減の対象となる世帯、5割軽減の対象となる世帯が拡大されるというものでございます。具体的には、一番わかりやすいのは給与収入で、これは3人世帯の例なのですが、給与収入で現行では2割軽減は223万円以下の収入でしたら受けられていたのですが、それが今度265万円の収入までの方ならば2割の軽減措置を受けられると。5割につきましては、現行は147万円だったものが178万円までということで、基準額を引き上げて対象となる世帯を拡大するというような内容の改正がございます。これについては、一番大きな7割軽減される部分は従来の制度と変わっておりませんので、もともと2割だった方が5割のほうへ回られ、2割届かなかった方が2割軽減を受けられるというような内容になっております。人数的には、これも概算で

ございますけれども、5割軽減、25年度の対象実績が5割軽減を受けていた方が2,957人でした。これが6,729人にふえてくるというふうな、2割軽減が6,746人の軽減実績でございますけれども、こちらが7,133人に拡大されているというような状況でございます。軽減額としては約2,500万円程度拡大してくるのかなというふうに考えております。全体で対象人数は約1,900人程度の増加というふうに考えております。

今回これと対ということではないのですけれども、もう一枚ご用意させていただいた資料4のほうです。これが地方税法における賦課限度額の変遷ということで、データをお示ししておりますけれども、ここの部分についても今回トータルの数字で申し上げますと、医療分、支援分、介護分というのがございますけれども、トータル一番右側のところがこの合計額というところをごらんいただくと、現行今77万円までは所得の高い方に対して上限額を77万円までならば国保税を賦課してもいいですよという数字なのですけれども、これが支援分と介護分についておのおの2万円ずつ引き上げられて、トータルで81万円までの賦課限度額の改正が行われるというようなことでございます。これが2点目なのですけれども、今回国民会議、昨年度夏に報告書が出ました国民会議の中でも保険税、保険料の適正化という議論がかなりされていたのですが、その一つの方向性を示した部分ということで賦課限度、いただける方からはもう少しだけかせていただいて、保険税、所得がゼロでも均等割等ございまして、住民税でしたら課税されない方が保険税というのはかかってくるというような要素ございますので、より所得少ない方への軽減を充実、拡充することで資料3のほうでお示した拡充が図られるというようなこと、この2点が26年度4月1日施行予定で改正されます。軽減措置のほうは、これ私ども法律の改正ですぐに実施をしますが、限度額については、国のほうで示されて、新年度に示されてまいりますので、これ私ども富士見市では平成20年度に68万円で、20年度の68万円以後賦課限度額の改正が行われておりませんので、こういった部分も含めてどうしてかというのは、また皆様方にもご協議いただきながらというふうになるのかなと思っておりますが、一応国のほうはこういった制度の改正が行われるというような状況でございます。

それから、資料としては特にご用意していないのですけれども、先ほど加治委員さんのほうからお話あった、例の70歳から74歳の方の窓口負担の部分は、70歳に到達された方から原則2割の本来の率に戻す窓口負担に変えていくというような改正が行われます。もう既に70歳になられている方に関しては、そのまま後

期高齢に移るまでの間といいますか、今の現行の1割負担が継続されて、新たな方から、新たに70歳になられる方から2割負担に変わっていくというふうなことで、今1割の方は、直接的に負担増にはならないというようなところでその勧奨を図っておるといふか、そんなような改正を行われているということになります。

最後に、もう一つ制度改正がございまして、高額療養費ということで、非常に入院とか高い療養費がかかってしまったというような方については、主に70歳未満の方が対象でございますけれども、今までの区分を、今まで所得の高い方、真ん中の方、低い方ということで、その方たちは幾らという決めをしておったのですけれども、これは真ん中の中間層の方をさらに2分割して、真ん中でも低目の方については、今までご負担いただいた金額を少しより低いところで上限を設けましょうというような改正が行われますので、これについては、さらに医療費が沢山かかってしまったというときは、ちなみに今まで一般所得の方ですと8万1,000円程度というような金額だったのですけれども、これが一般所得の中で下位の方ということになると、5万7,600円程度に改正になるというようなことでございますので、これ以上かからないというようなことで、高額医療費の部分についての負担ということではかなり改善されるのかなというような、高額療養費の自己負担額の改正が行われると。これは27年の1月から、来年度中でございますが、27年の1月から改正予定だということでございます。

以上、4本がその26年度の中で制度の改正が行われるものということで、参考までにお示しをさせていただきました。

もう一点は、新年度の中で、私ども富士見市の国民健康保険として重点的に取り組んでいくといふか、力を入れていきたいというようなところで、1つが先ほどもお話をいただいておりますのですけれども、ジェネリック医薬品の普及促進でございます。現状もジェネリックカードというのを、保険証を送るときに、皆さんのお手元へ送るときに同封をさせていただいて、お医者にかかったときにそれを一緒に出していただければ代替品、ジェネリック品があるものについては、それを使っただけというようなカードをお配りして、あるいは実際の医者にかかったときにジェネリックをご利用いただいた方、生活習慣病に対してジェネリック医薬品をお使いいただいた方に対しては、年に2回ジェネリックをお使いいただいて一般と比べてこれだけ安く済んだのですよという差額の通知を出させていただいているのですけれども、こういった措置は、今までもさせていただいてまいりました。ただ、さっきもちょっと率でも申し上げましたけれども、25年の2月の診療分で41.8

8%、先ほど手元の数字だけ申し上げましたけれども、その昨年の2月という数字でございますけれども、41.88%の利用率、これはジェネリックに置きかえられる薬品の中でどの程度実際にジェネリックが使われているのかというような数値というふうにご理解していただければと思いますけれども、利用率でございますが、こちらただ県内40市中今30番と、それほど大きな数値の違いはないのですけれども、県内でも中の下ぐらいのところにおりますので、いろんな方策はあると思います。また、政府のほうでも経済財政諮問会議とかの中でもその医療費は、今後やっぱり出を抑えていくというようなことに対してジェネリックをもっと積極的に使っていけるのではないかといいふうなその議論もされておるようでございますので、私どもも市の保険者としてやれる部分は、より積極的に取り組んでいきたいというのが1つ新年度の中で考えておる部分でございます。

それから、もう一つが、事務的な話になってしまうかもしれませんが、国民健康保険税の減免の規定を作成していきたいというふうに考えております。現状も内部の取り扱い規定といいますか、そういった形で減免の規定というのはあるのですけれども、減免というのは、税はもともと賦課をさせて課税をさせていただいたのですけれども、何らかの特別な事情によってその賦課した税を免除するというような制度なのですけれども、その制度に関して整備を図ってまいりたいと。具体的には、例えばある事情によって極めて生活が困窮してしまったですとか、あるいはけがや病気によって収入が途絶えて収入が激減してしまったというような方に対してその一定の基準を設けて、これに該当すれば税の減免を行いますよというような中身になってくるものがございますけれども、そういったものを近隣の税減免を持っている他の市町等の例を参考にしながら整備をしていって、特別に待った理由がある方に対しては、今までも一定程度の減免を行ってまいりましたが、より中身整備した形で客観的な内容で判断ができればということで、税減免の規定の整備を26年度、来年度の中ではつくって施行させていきたいというふうに考えております。その際は、例えば災害ですとか生活保護の適用を受けられたとか、あるいは細かいあれですけれども、刑務所へ途中で入られてしまったとかいうような、いろいろ減免に該当してくる事由がございますので、そういったものもあわせてその規定の中に一括で盛り込みまして、減免関係の一本の規定として整備をしていきたいというふうに考えております。

減免の規定については、以上でございます。

3点目が、ご承知のいわゆる国保の財政運営の都道府県化についての部分でござ

いますが、これ昨年の秋にプログラム法案が成立し通りまして、プログラム法と。これは、スケジュールですとか骨子を決めた法律なのですけれども、その中でやはり29年度までに国保に関しては都道府県化をしていくよということが明示されております。ただ、中身については、まだこれとって確定的な部分ではございませんので、国と知事会なり市長会なり地方団体と言われている部分の協議の場という公の場を設けて、その中で具体的に詰めていこうという状況でございまして、それが2度ほど議論はされたようですが、まだ新しい情報としてお示しできるほどの内容にはなっておりません。ただ、いずれにしても、今の予定でいきますと平成27年度の中で具体的な方策が示されて、29年度中で都道府県化と。ですから、平成30年の4月からは、新しく都道府県を単位とする国保制度に変わっていくというような今は状況でございまして。この内容については、また随時これからも検討進んでいくと思いますので、新しい情報が出次第また皆様方お集まりいただいた機会には、いろいろ資料をお示しできる状態でしたらお示しをいたしまして、またご意見いただければというふうに考えております。

私のほうから報告は以上でございまして、よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

何かこの点につきまして質問なりわからない点がございましたら、お聞きしたい点がございましたら質問を受けます。

委員。

○委員 資料の4について、質問ではないのですけれども、他市の状況を見させていただいて、68万円ということで富士見市はなっているわけですが、そのほか77万円が上限になっているのですけれども、本市の場合の先ほどの滞納、不納欠損ですか、1億2,000万弱あるということを見ると、これ他市のほうがどの程度の不納欠損出ているかわからないのですけれども、いずれにしてもこの不納欠損の中には悪質な滞納者もいると思うのです。やはりちゃんと納めている人から見ればこういう保険税からのちゃんと納めている人からの保険税、あるいは一般会計からの繰出金で賄われているということになるかと思うので、その辺は、やはり残念なことですけれども、やはり悪質な滞納者については、冷静に対処していただかなければ正直者がばかを見るのではないかと、こういうふうに思います。

質問ではありませんけれども、私の考え方を申し上げました。

○会長 ほかに何かありますか。

「なし」の声

○会長 ないようですので、報告事項はこれで終わらせていただきます。

◎その他

○会長 その他の件でございますが、何か委員さんからその他につきましてありますか。

「なし」の声

○会長 ないようですので、一応きょうの会議をこれで閉じさせていただきたいと思  
います。

それでは、確認事項でございますが、この会議録の確認は、後日会議録がまとまり次第、款元委員と黒田委員に署名をお願いいたしますので、よろしくお願  
いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして本日の会議は終了するわけでございますが、閉  
会の言葉を会長代理の款元委員にお願いをいたします。よろしくお願  
いします。

○会長代理 それでは、一言ご挨拶させていただきます。

今日は、大変皆様方におかれまして、お忙しい中ご出席いただきましてまことに  
ありがとうございました。また、皆様方のご協力によりまして市長から諮問が2件  
いただいたわけでございますけれども、この2件につきまして慎重審議の結果、全  
て原案を承認させていただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げる次第で  
ございます。大変本日はありがとうございました。

以上をもちまして閉めさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 3時00分)

